

総務課からのお知らせ

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

【相談日時】

平成28年10月14日（金）

午前10時～午後2時

【相談場所】

新島村住民センター
交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もありますが、その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課
☎03(33353)9191
平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

農業委員会からのお知らせ

農業委員会は毎年、農地の利用状況を調査しています。農地所有者は農地法により、農地を活用する責務が課せられており、必ず、耕作を目的として「使う」か「貸す」か「売る」かしなくてはなりません。

今年もこれから冬にかけて農業委員の農地パトロールによる調査を行いますので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひします。ご不明な点は、役場産業課内の農業委員会事務局までご相談ください。

【問い合わせ】

役場産業観光課内

農業委員会事務局

☎(5)0284(直通)

オータムジャンボ発売!

今年のオータムジャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて5億円!

この宝くじの収益金は市町村の明るい町づくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。この宝くじは通信販売でも買うことが出来ます。通信販売の申込締切は10月6日（木）必着です。

【発売期間】

9月26日（月）～10月14日（金）

【抽せん日】10月21日（金）

【問い合わせ】

（公財）東京都区市町村振興協会
☎03(5210)9945

「法の日」週間

「法の日」週間行事で、法を身近に感じてみませんか？

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えて頂くきっかけとなるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の養護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

●各地の裁判所の行事は『裁判所ウェブサイト』で紹介しています。

<http://www.courts.go.jp/>

行政相談週間

一日合同行政相談所を開設します

総務省東京行政評価事務所では、「行政相談週間」（10月17日（月）～23日（日））中の行事として、次のとおり「一日合同行政相談所」を開設します。同相談所は、各行政機関、行政相談委員等が一堂に会し、行政に関する苦情・要望等の相談に応じるものです。どうぞお気軽にご利用ください。

【とき】10月18日（火）
午前10時～午後4時

【場所】新宿駅西口広場
イベントコーナー

【相談内容】

年金、保険、国税等

次のところでも相談を受け付けています。

◇前田 芳徳

☎(5)1360

◇「行政苦情110番」

（東京行政評価事務所）

☎0570(090)110

いのちを守る 何でも電話相談会

「くぐり」「お金」「学校」「くらし」「家族」「こころ」「いじめ」司法書士が精神保健福祉士または臨床心理士とともにアドバイスします。相談は無料です。

【日程】

10月11日、11月8日、12月13日

1月10日、2月14日

【受付時間】

午後6時～午後8時30分

【電話番号】

☎03(3354)2900

【問い合わせ】

東京司法書士会

☎03(3353)9191

平成28年度赤い羽根 共同募金運動のお願い

『じぶんの町を良くするしくみ』

10月1日より第70回赤い羽根共同募金運動が始まります。

共同募金は、みなさまと民間社会福祉施設・団体を結ぶ募金運動です。

平成27年度の新島村の募金額は、476,930円でした。ご協力ありがとうございました。

寄付金は新島村社会福祉協議会の事業など2件分、763,198円が配分され、活用されました。

みなさまの「たすけあい精神」に支えられる共同募金運動にご協力くださいますようお願いいたします。



平成28年度 下半期 島しょ法律相談日 カレンダー

平成28年

10月			11月			12月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
3	5	7		2	4			2
	12	14	7	9	11	5	7	9
17	19	21	14	16	18	12	14	16
24	26	28	21		25	19	21	
31			28	30		26	28	

平成29年

1月			2月			3月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
	4	6		1	3		1	3
	11	13	6	8	10	6	8	10
16	18	20	13	15	17	13	15	17
23	25	27	20	22	24		22	24
30			27			27	29	31

※空白の日程は相談はお休みです。

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談は無料です。

※相談者のプライバシーは固く守られますので、安心してご相談ください。

【相談日】

月・水・金曜日

（祝日・年末年始除く）

【相談時間】

午後1時～4時

※相談時間中は、直接電話でご相談頂けますが、相談中の場合もありますので、事前にご予約いただくと確実です。

【予約日】

月～金曜日

（祝日・年末年始除く）

【予約受付時間】

午前9時～午後5時

【相談・予約・問合せ】

東京都生活文化局都民の声課

☎03(5388)2245

歯科健診についてのお知らせ

新島村特定健診の一環である、歯科健診のお知らせです。

人が歯を失う大きな原因は「う蝕」（むし歯）と「歯周病」です。特に歯周病は自覚症状がなく、知らず知らずのうちに進行し、大人が歯を失う最大の原因です。

実は40歳の人の約30%（3人に1人）、50歳の人の約40%、60歳の人の約50%（約半数）がかかっているとされる歯周病…

歳をとって歯が抜けるのは老化現象の1つだと思われがちですが、そうではありません！歯周病を早期に発見し、正しく予防・治療すれば、いくつになっても自分の歯を保つことができます。

なんでもよく噛んで食べるためには、健康な歯が欠かせません。自分の歯で何でも噛めるということは、食生活を豊かにすると同時に、健康の維持・増進、病気の予防にもつながります。

むし歯も歯周病も早期発見、早期治療が大切です。生涯を通じて自分の歯でおいしく食べられるように、お口の健康について考えてみてください。

普段診療所に足を運ばない方や40歳、50歳、60歳、70歳の“節目年齢”の方は、ぜひこの機会に受診してみてください。

診療所歯科 石井 亮

◆歯科健診の日程

【式根島地区】

場所：式根島開発総合センター

日程：10月10日（月）10:00～11:30 13:00～15:00

10月11日（火）8:30～11:30

【本村・若郷地区】

場所：さわやか健康センター

日程：10月12日（水）9:00～11:00 13:00～15:00

10月13日（木）8:30～11:00 13:00～15:00

10月14日（金）8:30～11:00



村税は納期限内に納めましょう

村税は行政サービスを行うために欠かせないものです。みなさんが納めた税金は、身近な生活を維持するためのライフラインや医療、福祉、国民健康保険など各種事業の財源となっております。行政サービスの財源を確保するために村税の納期限内の納付をお願いします。

村税の納付が遅れると・・・

税金は、定められた期限までに自主的に納めていただくことになっております。納期限までに納めないことを滞納といいます。

納付をすっかり忘れて、納期限を過ぎても納めていただけないときは、督促状により納税を促がすほかに電話や文書による催告をおこないます。それでも納付せず滞納を続けた場合は、納期限内に納付された方との公平を保ち、大切な村税を確保するため、差押えなど滞納処分を受けることになります。

村税の滞納は、納税者にとって不利益となるだけでなく、滞納処分など滞納整理に費用もかかります。そしてこの費用も納税者の税金から支出することになりますので、村税を有効に活用するためにも、納期限内の納税にご協力ください。

また、さまざまなご事情により、納期限までに納付が困難な場合、納付方法や分割納付など、納税相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

下記は平成 28 年度の村税の納期限を表にしたものです。

税目	期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
軽自動車税		5 月 31 日	-	-	-
村・都民税	4 期徴収	6 月 30 日	8 月 31 日	10 月 31 日	1 月 31 日
固定資産税	4 期徴収	5 月 31 日	8 月 1 日	12 月 26 日	2 月 28 日
国民健康保険税	4 期徴収	6 月 30 日	9 月 30 日	11 月 30 日	1 月 31 日

軽自動車税の納期限は5月31日と過ぎております。他の村税も第1期、2期の納期限も到来しております。今一度お納め忘れがないかご確認下さい。また、口座振替をご利用の方は、納期限が引き落とし日となっております。納期限までに振替指定口座の預金残高の確認をお願いします。

【問い合わせ】企画財政課税政係 (5) 0241 (直通) 民生課保険係 (5) 0243 (直通)

戦没者の遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金が支給されます。

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

(1) 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方。
(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) (1)から(3)以外の戦没者等の三等親内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

- ・ 額面25万円
- ・ 5年償還の記名国債

【請求期間】

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることが出来なくなりますので、ご注意ください。
※書類審査の結果、特別弔慰金の受給権が認められない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【国債の受取りまで】

国債の交付までは、全国から厚生労働省、財務省への手続があるため、最短で数ヶ月から最長で1年以上お待ち頂く場合があります。早期処理に努めておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ】

民生課民生係
☎(5) 0243 (内線) 108

